

【法人の場合】

暴力団等の排除に関する誓約書

令和6年 月 日

十日町市長 様

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名： ⑩

私は、入札参加の申込み及び落札者（買受人）になった場合に、十日町市と市有財産売買契約を締結し、その責務を履行するに際し次の事項を誓約します。

また、1の(1)から(7)までのいずれかの事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、入札参加資格の取消しなど、市の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

1 自社又は自社の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、入札参加の申込みから契約締結及び履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) (3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合には、十日町市に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。